

日本とスイスの有機同等性について（令和8年6月1日版）

※変更内容

令和4年1月25日：リンクの更新

令和4年10月17日：リンクの更新、

JAS 法施行規則の条項番号変更

令和6年8月9日：有機加工食品 JAS 改正に伴う変更

令和7年10月1日：有機酒類の輸出

令和8年6月1日：有機加工食品の原材料に係る条件の削除

1. 日本からスイスへの輸出について

(1) 対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で生産・加工され、格付された有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品^{※1} 及び有機ワイン^{※2}を除く。）

(2) 条件等

- ・EU のシステム Trade Control and Expert System (TRACES) を利用して証明書を発行する必要があります。
- ・証明書を発行する登録認証機関はスイスに登録されている必要があります。
[農林水産省 HP](#) の「有機農産物等の輸出に係る証明書を発行できる登録認証機関一覧」をご確認ください。

2. スイスから日本への輸入について

(1) 対象範囲

スイスの有機制度に基づき、最終的にスイス国内で生産・加工され、認証された有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（有機藻類加工食品^{※1} 及び有機酒類を除く。有機畜産物及び有機畜産物を原材料として含む有機加工食品にあっては、有機 JAS の適用範囲に限る。）

(2) 条件等

- ・スイスの政府機関又はスイス国内に所在する準政府機関（※3）が発行した証明書又はその写し（※4）が添付されていることが必要です。

※1 有機藻類を有機原材料として 5%以上使用した有機加工食品等（有機加工食品 JAS の 3.5 「その他有機加工食品」に該当するもの）。

※2 有機ワイン（ぶどう酒）を除く有機酒類については、有機同等性によるスイス向け輸出が可能。

※3 [農林水産省 HP](#) の「EU 加盟国、スイス、英国の証明書を発行する機関の名称及び住所」をご確認ください。

※4 JAS 法施行規則第 29 条の必要事項が記載されている必要があります。

以上